

# 告 示

## 埼玉県告示第三百十三号

測量計画機関である（仮称）柏原北地区土地利用検討協議会から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十八年三月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 一 測量計画機関

（仮称）柏原北地区土地利用検討協議会

### 二 作業種類

三級基準点測量、四級基準点測量及び三級水準点測量

### 三 作業地域

狭山市柏原地内

### 四 作業期間

平成二十八年三月十日から平成二十八年八月三十一日まで